

☆共通的服务

- ・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。
（食事(但し、食事に要する費用は 700 円/日 別途いただきます。)
- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
（食事時間）原則として 12:00~13:00
送迎サービス
- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）について

サービス提供時間数	3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満	
	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)	利用料 (1日当り)	利用者 負担額 (1日当り)
要介護1	4,347円	434円	4,556円	455円	6,865円	686円	7,085円	708円
要介護2	4,496円	499円	5,235円	523円	8,109円	810円	8,370円	837円
要介護3	5,643円	564円	5,914円	591円	9,363円	936円	9,666円	966円
要介護4	6,270円	627円	6,573円	657円	10,585円	1,058円	10,962円	1,096円
要介護5	6,928円	692円	7,262円	726円	11,850円	1,185円	12,247円	1,224円

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の自己負担額を追加料金としてご負担いただきます。

入浴加算	身体状態に応じて入浴介助をいたします。
個別機能訓練 (Ⅰイ)・(Ⅱ)	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
口腔機能向上(Ⅱ)	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。
認知症利用者受入	認知症利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
A D L (日常生活動作) 維持等	A D L (日常生活動作) 維持等を利得した施設となります。
サービス提供 体制強化(Ⅰ)	介護福祉士を70%以上配置した施設となります。
科学的推進体制	科学的介護の推進体制を整えている施設となります。
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の処遇改善を実施して市へ届け出ております。

それぞれ料金が上記に加算されます。(自己負担1割の場合)

	加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
加算対象	入浴介助加算(Ⅰ)	418円	42円	入浴介助を実施した日数
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	585円	59円	個別機能訓練を実施した日数
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	209円	21円	1月につき
	認知症加算	627円	63円	サービス提供日数
	A D L 維持等加算(Ⅰ)	313円	32円	1月につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	229円	23円	サービス提供日数
	科学的介護推進体制加算	418円	42円	1月につき
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000	左記の1割	1月当たり
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,672円	168円	1月に2回を限度